

令和5年門審第21号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年1月30日07時00分

鹿児島県内之浦港北部

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 24.50メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 736キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央やや右舷寄りに舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦レバー、その前面にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備した大中型まき網漁業に灯船として従事するFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.7メートル船尾2.2メートルの喫水をもって、令和5年1月26日13時00分鹿児島県串木野港を僚船4隻とともに発し、内之浦港に至った後、同港を基地として内之浦港南東方沖合の漁場で操業を繰り返して行い、越えて30日06時15分操業を終えて同港に向かった。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、内之浦港南東方沖合を北上し、06時46分火埼灯台から080度（真方位、以下同じ。）1,300メートルの地点で、針路を304度に定めて自動操舵とし、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、舵輪後方の肘掛け及び背もたれの付いた椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、内之浦港中央部に錨泊する予定でいたところ、06時48分半火埼灯台から032度890メートルの地点に達したとき、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩み、眠気を催したが、程なく予定錨地に至るので居眠りすることはないものと思い、椅子から立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥った。

a受審人は、予定錨地を通過して内之浦港北部の海岸に向首続航し、07時00分火埼灯台から316度2.4海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同海岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の南風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に亀裂を生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、内之浦港東方沖合において、同港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同港北部の海岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、内之浦港東方沖合において、同港に向けて航行中、気が緩んで眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、椅子から立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、程なく予定錨地に至るので居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、内之浦港北部の海岸に向首進行して同海岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年12月14日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁